

第3部 いじめと自死との関連性について

—本事案における当該生徒の心理的考察—

【はじめに】

結論から述べると、第2部で述べられた一連のいじめ行為と本件との関連は、直接的な因果関係があるとするよりも、自死に至らしめる強い影響力があったとすることが妥当と思われる。言い方を変えると、一連のいじめ行為がなければ、自死に至ることはなかったとも言えよう。ここでいう直接的の意味は、たとえば、明らかないじめ行為の直後（当日、翌日、あるいは数日、数か月以内）に起こった自死で、他の要因が考えにくいような場合は、「直接の原因」として考えることは比較的容易である。

本事案の場合は、直前に明らかな加害行為が他者から目撃されていない状況に鑑みると、S1及びS2からのいじめが「直接原因」と断定することの困難さは無視できない。

しかしながら、そのことはいじめが存在しないことやいじめが自死に影響していないことを意味するものではない。ここで考察すべきなのは、最終的に当該生徒が陥った精神状態がいかなるものであったのかを的確に把握するとともに、S1及びS2による継続的ないじめや教員らの対応がその精神状態にどの程度影響したのかを明らかにすることであると思われる。

もともと、今回のように、多くの聴取内容から事実関係を推定する作業では、曖昧な部分が残る。明確化するために聴取対象者を増やすと、さらに主観的事実が入り込むことになってしまう。同時に、当該生徒との関係が近いほど精神的衝撃や自責感（自分が気づいていれば自死を防げたはず、といった悔悟の念）が大きく、面談を控えざるを得なかったり、面談が可能であっても中核部分に立ち入りにくかったりといった特有の事情も派生した。こうした理由なども含め、推測・推論が入り込まざるを得なかったことを斟酌いただければと思う。

【3つの時期における心理的状态について】

ここでは、当該生徒の自死に至るまでの心的変遷について、3つの時期に分けて考えたい。第1期は小学校第4学年以降から中学校第1学年の1学期までとし、第2期は7月下旬から夏休み中の約1か月間、第3期は2学期開始から自死までの約2か月間とした。

3つに分けることの意味は、それぞれに当該生徒の様子が異なり、心理的な違いが伺えるからである。まず、自死に至る心理的変遷の始まりを小学校第4学年以降としたのは、「悩みやいじめに関するアンケート調査」において、少なくともこの時点で当該生徒自身がいじめによる被害を認識（これはいじめに当たり、いじめにより心の痛みを感じるという思い）していたと考えられるからである。当該アンケートの回答内容は本人のいじめに関する最初の「生の声」であることから、妥当と考えた。中学校入学から1学期の様子にも注視すべき言動はあるが、第2期である夏休み中には印象的で特異なエピソードが複数回起こっており、この期間は別個にした方が良いと判

断した。さらに夏休み明けの2学期から自死までの第3期は、精神医学的に重要なサインが顕在化していると考えられた。

ただし、ここで注意すべきはなのは、時期を分ける明確な線引きは不可能であるということである。当然、気持ちや思いは毎日のように変化し、波があるのが自然である。しかもまさにこの年齢は、思春期という人生最初の大きな心の揺れの中にいる。相手の些細な言動で一喜一憂し、信頼と裏切り、好意と憎悪の波に翻弄され、自身の感情に呑み込まれるような事態にも遭遇しよう。特に、ある程度高い知的能力が備り、相手の気持ちを推察したり、自身を内省的に振り返ったりする思考力があるほど、葛藤が深くなるだろうことは当然想定される。

年齢と状況に鑑みるに、周囲の人間関係についても、常に同じ思いや考えを持ち続けることのほうが不自然である。時々で変化することで、一貫性のない矛盾した言動として現れても、この年齢の特有さとして考えることが必要と思われる。従って、一つ一つのエピソードに固執せず、概要を押さえるように心がけた。

第1節 当該生徒の心理的考察

1 第1期 小学校第4学年から中学校第1学年1学期まで

(1) 特定の個人からの「いじめ」について：S1との関係性

関係性は長く、小学校の■年間、同じ学級である。どのような経緯で友人になったのかは不明だが、多くがそうであるように、最初はお互いに気が合うとか惹かれあう所があったのであろう。高学年になると距離の最も近い「仲の良い」友人同士と周囲から認識されている。

一方、当該生徒は「悩みやいじめに関するアンケート調査」において、S1からのいじめを訴えており、第5・6学年になると、S1への不満を家族にも口にし、どうやって誘いを断ったらよいかなどを相談している。また、第5学年時の宿泊学習で雪に埋められた、修学旅行で遊覧船から落とされそうになった、などかなり悪質かつ陰湿な被害(事実関係はどの程度のものかは不明瞭。第2部参照)を家族に訴えている。また、家族は「S1は機嫌のいい時と悪い時がある」「今日は機嫌がいいといいなあ」という発言を聞いている。「機嫌がいいと楽しく遊んでいるようだ」という家族の感想もある。

一方、他の生徒や教員は、明らかないじめ行動は目撃していない。本委員会による聴き取り調査においても、級友らは両者について「仲良し」「いつも一緒」などと異口同音に述べており、実際に放課後や学校行事でも一緒におり、SNSでのやりとりも多い。級友にも不満を口にすることはほとんどなかったのか、聴取の中でS1への不満を聞いたという友人はS10のみである。しかし、その関係性について、当該生徒の母及び祖母に対して繰り返し悩みが打ち明けられており、どのように距離を置くか、会わないようにするかという具体的な相談もなされていた。また、S1は、当該生徒に宛てて「そんなんだからきられるんだよ？わかっている？はんせいしろ！？」等と書かれた手紙を渡したり、当該生徒が他の生徒と親しくしたことについて、「何で〇〇に関わったの？」「そのうちストーカー

されるんだからね。覚悟しとけ。本当に記憶力ないよね。ばばあでもあるまいし少し頭にいれろ」とのメッセージを送信したり、「もういいは(原文ママ)。さよなら」「軽く済むものなんて思うなよ?今、ものすごく腹立っているんだからね?」というメッセージを送信することもあった。

結局当該生徒とS1の関係は解消されることはなく、卒業を迎えている。

なぜそれでも当該生徒はS1との関係を継続したのか、または関係を継続せざるを得なかったかという点は調査委員会の中でも繰り返し議論され、最も悩まされた問題の一つである。この点については様々な考察が可能であるが、明確に言えるのは、S1との関係は客観的に見ても健全で安定した友人関係とは言いにくいものであったということである。お互いにというよりもおそらく、当該生徒に強い負荷がかかっていた可能性が疑われる。

(2) 特定の個人からの「いじめ」について：S2との関係性

当該生徒とS2との関係はS1を介しての関係が多かったことが窺える。また、3人で遊ぶことがあっても、多くの聴取からは、対等よりも2対1というアンバランスな力関係になることが多く、当該生徒の状況は不利であり、不愉快な気持ちになる体験を強いられていたようである。小学校高学年の女兒はまだ、相手の気持ちに立った言動をとることよりも、パワーバランスを察知して、自分が不利にならないような振る舞いを本能的にとったり、犠牲者をつくってでも利他的楽しさやを追求したりしてしまうこともありうる年代である。この構図は立場が入れ替わることなく続いたようだ。

当該生徒はS1に対して、中学校の入学受付にS2と一緒にいくかを尋ねられて、「あの頃がトラウマだからね～」とのメッセージを送信して断ったり、中学入学後の令和3年5月頃、S1からS2と3人のLINEのグループを作ることを提案された際に、やはり「あのころがトラウマなんだよね～」と回答し、それに対してS1はS2は嫌なことやいじめをしないと約束しているなどの回答もしていた。これらの事実を踏まえると、当該生徒の対応がS1からの提案を断るための口実なのか不明であるが、S1及びS2との関係を持つことが不愉快な体験であったことを裏付けるものと評価できるであろう。

(3) (1)と(2)を踏まえた当該生徒の心理的考察

上記のS1及びS2との関係性を踏まえ、あくまで推測とはなるが、当該生徒の心理的な状態を考察することとしたい。

当該生徒がS1の「機嫌が良い悪い」に左右されているという意味は、当該生徒にとっては、S1の中に自分に対する好意のみならず悪意を感じざるを得なかったということである。それに対し、自分のせいで相手が怒っているのではないか、という疑念が生じ、過剰に相手に合わせようとしたとしても自然な気持ちの動きであろう。しかし、初めは「楽しく遊ぶ」ために相手の機嫌をとっていたに過ぎないものが、次第に「相手の機嫌がよい＝楽しかった」、となり、自分が本当に楽しんでいるかは二の次になっていったのではないかと思われる。

しかし、相手は当該生徒の言動に反応しているのではなく、おそらく他の要因

で気分は上下するので、当該生徒の苦労は実ることがなく、当該生徒は相手の顔色を伺うことを優先的に考えるしかなくなったのではないか。あるいは、この関係性を断ち切ろうとすると、S1から嫌なことをされたり、当該生徒が自分に加害的行為をしているのだと強く咎められ、元の状況に戻るしかなくなったのかもしれない。

このように当該生徒が「明日は楽しいかもしれない」「次は機嫌がいいかもしれない」という気持ちを抱えたまま少なくとも2年間以上S1との関係を継続せざるを得なかったとすれば、解決策や出口の見えない慢性的ストレスとなった可能性がある。

また、上記のS1との関係に加えて、S2が加わることによる2対1のアンバランスな力関係による構図が続いたことが、さらに当該生徒の慢性的ストレスを強いものとしたと考えられる。

(4) そのほかの「いじめ」について

本委員会による聴取では、小学校時代、男子生徒や他の女子生徒からも悪口を言われていたことが聴かれた。当該生徒をターゲットにした集中的、継続的なものであったかははっきりしないが、聴取の中で、複数から「悪口を言われていた」という話が出ているのは事実である。また、高学年になっても、他の学級の女子から「通りすがりに悪口を言われる」という訴えを当該生徒がしていたことも複数の聴取において確認されている。

他方、級友からの「元気で明るい」「やさしい」「面白い」「勉強ができる」「絵が上手」という評価はほぼ一定しており、当該生徒には学級内での安定したプラスイメージがあったことを強く示唆する。しかし、最も長く一緒にいたS1及びS2との関係が不安要素となっていたため、拠って立つ基盤がそもそも弱く、通常予想する以上のダメージになっていた可能性は否めない。

(5) 学級という閉じた空間について

教室という半ば閉じられた空間の中で、長期間続く、学級内の人間関係は、ある意味特殊ともいえる。学校内に限定されず、学校外や長期休みにおいても空間的・時間的に一定程度の枠づけとなり、児童生徒たちをつなぎとめる力が働く。そこには学級ごとの「雰囲気」が発生し、雰囲気が良ければ楽しく、帰属感も高まるが、そうでなければ、大人の予想以上に心理的負荷は大きい。年単位でほぼ毎日、顔を合わせ続ける固定したメンバーである。そこでの人間関係の変化は級友たちにあからさまに知れることになり、他の級友からの干渉も受けるかもしれない。しかも、この年代の、特に女児生徒にとって人間関係の変化（誰と誰が仲がよい、悪いといった）は格好の関心事になる。関係が悪ければ、重苦しさも大きいだろうし、他から好奇の目で見られるなど、ストレスもかかる。子どもたちがこれから逃げるには不登校以外にはないが、不登校の選択肢はハードルが高い。

こう考えると、小学校高学年にもなると「学級」という集団は、案外に強固な足枷になっていて、たとえばある友人との関係を切って新しい友人をつくることなどは、大人が想像するよりも、独特の不自由さや困難があるのではないか。特

に、男子よりも早く思春期を迎える女子同士の複雑な関係性は、閉じられた空間の中で、その心性の不安定さを反映したバランスの悪い歪みを持つことも多いと考えられる。

(6) 屋上案件について

屋上案件においては、当該生徒のみならずS1も自殺を企図したのかについて、S1本人はその意図があったことを認めていない。一方、当該生徒の母は、当該生徒に対して死のうと思った経緯を聞いた際、S1がその日の朝に■と喧嘩をして母親に叱られたので死のうとしたとの話を聞いており、S1が少なくとも自殺企図の意向を当該生徒に伝えた可能性はあるが、詳細は不明である。いずれにせよ卒業式を間近に控えたこの時期、当該生徒はS1と距離を置きたいと考えていたはずであり、一緒に自殺を企図したというのはすんなりとは了解し難い。

文部科学省の資料において、中高生の2割～5割が「死にたいと思ったことがある」と答えたという報告に鑑みれば、淡い希死念慮の存在が二人をその場において一気に共鳴させたのかもしれないが、詳細はわからないままである。

本気で自死を考える場合は、邪魔の入らない、最も確実な状況を選択するものである（例えば一人で行動する、人の少ない早朝や放課後、学校以外の場所などを選ぶなど）。その意味では、人のいる時間帯の校内でキャンプ用のヘッドライトを照らしながら、安全ピンでカギを開けようとする行為は、「頭隠して尻隠さず」であるが、ここではむしろその不完全さが重要だったとも考えられる。

つまり、本人たちの自覚的な深刻さはさておき、「死にたい気持ちになっている」というSOS（援助要請サイン）の意図が主体であったとは考えられないか。教員や親に伝わってほしいというアピール行動か、あるいは卒業式前の祝典ムードへの反発心であったかもしれない。

ただし、当該生徒の誤算は「死にたかった」の話が教員たちにピックアップされなかったことである。学校が「卒業式前の浮ついたいたずら」として一連の行為を捉えたため、その後、少なくとも「死にたかった」という当該生徒の言葉が学校に伝えられたにも関わらず、正當に扱われないまま曖昧に消退することとなった。

こう考えると、この時点では、少なくとも当該生徒には、いじめ被害による希死念慮よりも、大人への援助要請サインの要素が強かったと考えられる。また、その後に当該生徒が書き記した文章からは、大人にSOSサインがキャッチされなかったことへの強い怒りが表出されており、援助要請の期待が裏切られた思いがあったことが読める。

(7) 中学校への進学

当該生徒は、中学校入学後はS1、S2とは距離をとりたいと繰り返し発言している。別の学級になったことで、それが可能と考えたであろう。しかし、関係は継続する。

校内で物理的距離を置くことは可能であっても、SNSなどはこの距離を無視することが可能である。リアルで行うコミュニケーションでは、相手の表情や口

調に合わせて自分の感情や言葉を調整することができるが、SNSでは自分の感情に流されやすく、抑制の効かないやりとりになる可能性が高い。特に距離を持ちたい（あるいは関係を断ちたい）側は関係性の継続を望んでいないことから、自分の気持ちをストレートに出す発言が多くなったかもしれない。関係を断ちたい側と継続したい側とのやりとりでは、最初は他愛のないメールも、感情的な内容になることがあれば、それにさらに大きな反応が返ってくるといった負のスパイラルに陥りやすいだろう。

特にS1は、これまでも「〇〇しないと□□となる」というやや脅しめいた発言傾向が散見されるが、関係性を切りたい側には効力が薄いであろう。思ったような反応が返ってこないことでさらに挑発的な内容になってエスカレートしていったとも考えられる。

当該生徒が中学校でようやく信頼できる安定した友人関係を経験したことは、これまでの関係性をさらに客観的に振り返るきっかけになり、古い関係を清算したいという気持ちを強めたととれる。

(8) 中学校第1学年1学期の様子

関係生徒への聴取では、1学期の当該生徒の様子について、「活発で明るい」「よく気が付く」といった好意的な印象が聴かれた。授業にも積極的に参加（自分の所属するグループでの議論にはもちろんのこと、他のグループにも参加して発言するなど）し、体育の時間はみんなに「作戦会議」を呼びかけ、授業の準備を率先して行う、さらには休み時間に鬼ごっこをして勢い余ってゴミ箱を壊したというエピソードまで聞かれた。

小学校時代の印象についても、多くの生徒から「明るい」「元気」「やさしい」といったものが聴かれたことを考慮するならば、中学校第1学年の1学期は、少なくとも表面的には小学校の延長線上にあるように思える。

もともと、当該生徒保護者からは、自宅での様子からは想像できないという感想も聞かれた。同じ年の3月に自殺企図を起こした生徒とは思えない「明るさ」である。屋上事件から1か月も経っていない事を考えると、ギャップが大きすぎて不自然である。

このように考えると、当該生徒は、これまでのS1及びS2との良好とはいえない関係性を断ち切り、新しい環境の中で楽しい生活を送りたいといった気持ちが先行した状態であったかもしれず、当該生徒にとっては過剰適応の状態にあった可能性もある。

しかし、実際にはSNSや学校外において、S1及びS2との関係を断ち切れないことにより不全感、徒労感が増していき、心身の疲労・慢性的ストレスに繋がっていたのではないかと考察される。

2 第2期 7月下旬を含む夏休みの精神状態についての考察

特に中学校第1学年の7月頃から、怒りや焦燥感を背景にしたと推測されるエピソードへと徐々に変わっていく様子が見られる。

1で触れたように、2学期とこの時期を比較すると、また様子が異なっている。この時期に特徴的なエピソードがいくつか見られており、考察を試みた。

具体的には以下である。

- ① 「[]死ぬ」といった発言や[]ためのサプリを飲んでい
るとの発言
- ② 突然自分で[]切る
- ③ 自死の具体的方法を口にする
- ④ 自死に関連するワードをネット検索する
- ⑤ 母にリストカットが痛いかなど口にする
- ⑥ ジャージについて名前の刺繍を無理やりとる
- ⑦ 学級で縊首の真似をする
- ⑧ 小学校では学級全員に嫌われたりいじめられていたと話し、「いじめてきたやつらをぼこぼこにしたい」と言う
- ⑨ 死や自死を連想させるような歌詞の歌を好んで聴く。自分で歌ってそれを録音する
- ⑩ 自死の予告を録音する

以上のような言動の一つ一つの意味を解釈するのは難しいが、全体に強い苛立ちと怒りを感じさせる。大声で暴力的な歌詞の歌を歌うなどの様子中にも強い怒りが表出されている。

小学校での体験のせいで今の自分の苦しみがあると考え、その辛さが「いじめてきたやつらをぼこぼこにしたい」という攻撃的な気持ちにつながったのかもしれない。突然自分で[]という行為も、[]とした行為の一環であったと思われるが、[]ことは当該生徒が母と確認をしていたことから、本気で[]した行為というよりも、イラつきが収まりきらずに衝動的にとった自傷的な行為ととれる。「[]死にたい」との発言は、既遂後になると「[]ので死ぬ」と、すでに自死を見据えた発言であったようにとれるし、このままでは自分に生きている価値がないといった、うつ症状としての無価値観に通ずると考えられるかもしれない。こういった焦燥感や怒り、攻撃性、衝動性は自殺の危険因子とされ、特にイライラ感、易刺激性（些細な事が刺激になるといった過敏な心理状態）は子どものうつ病に特徴的とされている。

全体に自身のアイデンティティの揺らぎと不安の存在、未来への希望や期待が持てないための焦燥感や孤立感も感じられる。

3 第3期 2学期開始から自死まで

当該生徒の状況について、複数の聴取から確認できたことを以下に挙げる。第2期とは異なる一連の様子が見られ、これらは次第に抑うつ状態が深くなっていることを意味している。

(1) うつ病の可能性について (DSM-5の大うつ病の診断基準の該当性)

- ① 授業中や休み時間にぼうっとして窓の外を眺め、声をかけてもしばらく気がつかない。
- ② 学業成績の低下。
- ③ 一人でカーテンの陰にいて、ぼうっとしている。
- ④ 朝の起きにくさ。(おそらく背景に睡眠障害)
- ⑤ 食欲の低下。
- ⑥ 普段であれば喜ぶような家族との外出や外食へも行こうとしない。
- ⑦ 雑談が少なくなり、突然大声を上げるなど落ち着かない。イラつきやすさ。
- ⑧ 頭痛など身体不調の訴えとそれによる早退、欠席。
- ⑨ 希死念慮を口にする。

DSM-5の大うつ病診断基準を要約すると、(1) 抑うつ気分、(2) 興味または喜びの喪失、(3) 体重の変化、(4) 不眠・過眠などの睡眠の変化、(5) 精神運動における焦り(焦燥)や静止の存在、(6) 疲労感や気力の減退、(7) 無価値感・不適切な強い罪悪感・罪責感、(8) 思考力や集中力の低下、(9) 死についての反復思考・自殺企図の9項目が挙げられ、診断のためにはこのうち5つ以上が同じ2週間以上の間に存在し((1)または(2)は必須)、ほぼ毎日、または1日中存在している必要がある。

以下、①から⑨の当該生徒の状態について、診断基準に照らし合わせる。

①・②⇒思考力や集中力の低下：診断基準(6)(8)

③⇒抑うつ気分の存在：診断基準(1)(5)

④⇒睡眠障害：診断基準(4)

⑤⇒体重の変化：診断基準(3)

⑥・⑦・⑧⇒興味や喜びの減退、慢性疲労と睡眠障害、食欲低下などによる身体不調：診断基準(1)(2)(3)(4)(6)

⑨⇒死ぬと楽になれるという気持ち(希死念慮)になる。死ぬ方法を具体的に考えたり、実際に自殺を試みようとする(自殺企図)：診断基準(9)

以上から、前記の9項目中(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)・(8)・(9)の8項目が該当し、その頻度や持続期間は不明ではあるものの、診断基準を満たす可能性が高い。もともと、本人診察は診断上欠かせないことから、ここでは可能性が高いとしておく(注²)。

この時期の特徴は、食べて動き寝るといった基本的な生命活動力が落ちていることである。感情の起伏も乏しく、集中力も落ち、全体に活力が低下している様子が伺える。1学期の活発さもなく、夏休みのイラついた怒りのような強い感情

² ただし、自殺の原因を調査する際に、当事者に近い人々の聴き取り調査を行い、医学的診断を行う「心理的剖検調査」という手法が確立されている。本報告書でもその手法を踏襲している。

表現も見られない。

こういった状況に陥っている時、客観的にはごく些細に思える事が自死の後押しになることもありえる。可能性としてはあるが、翌日が月曜であり、あらたな1週間が始まる前日であったことは、当該生徒にとっては意味があったかもしれない。

(2) うつ病の発症時期について

うつ病の発症時期を特定するのは難しいが、小学校第6学年の3月の屋上案件当時すでに「死にたい気持ち」があったと考えられることから、この時点より以前に発症していた可能性がある。

また、中学での友人たちに「小学校ではクラス全員に嫌われていた、いじめられていた」「ぼこぼこにしてやりたい」などの発言は、小学校時代には聞かれていなかったことを考慮すると、中学になってから徐々にうつ症状が進行していたとも考えられる。

中学校第1学年には他にも、自宅で観察された突然の大声、ジャージについて名前の刺繍を無理やりとる、いきなり自分で■■■■、大声で攻撃的歌詞の歌を歌う、などの様子もうつ病と希死念慮が背景にあったとすると了解しやすいかもしれない。

第2節 疫学的考察

自殺者の約90%に何らかの精神疾患があり、中でもうつ病が最も多いということが心理学的剖検調査などにより明らかにされている。思春期では、既遂者の50~60%にうつ病が認められるという調査報告があるが、これは、欧米の調査であり、若年者のアルコールや薬物の物質依存症が少ない日本の場合は、うつ病の割合がさらに高い可能性があると言われている。

付け加えるならば、自殺企図歴は自殺既遂の最大のリスクファクターであることも分かっており、特に企図後、6か月から1年が比較的高いと言われている。

本件の場合も、小学校第6学年時のエピソードから既遂まで、おおよそ7か月である。

第3節 その他

1 保護的因子についての考察

自殺のリスクファクターの一つに「保護因子の欠如」が挙げられる。

保護因子（あるいは防御因子ともいう）とは自殺につながりやすい危険因子とは反対に“自殺を防ぐ因子”のことで、心身の健康、安定した人間関係、利用可能な支援の存在などがそれに該当する。

(1) 友人

小学校時代はS1以外に数人の友人の名前が挙がっているが、交流回数や過ごす時間の長さからはS1が主体であろう。転入してきたS10にはS1に対するネガティブな気持ちを述べているが、S1との関係を解消したり、健康的な関係に

変えていったりするような動きにはつながらなかった。中学に入ってから、安心して信頼できる友人を得られたと遺書にも感謝の言葉を述べている。しかし、自死へのブレーキとしては十分ではなかったようだ。

(2) 教員・学校

小学校第4学年から6学年の「悩みやいじめに関するアンケート調査」では、いじめを訴える記述があり、毎年同様の訴えが続き、特に第5学年と第6学年では「解決していない」となっている。当該生徒保護者が述べるように「言葉で説明するのは苦手で、スムーズには伝わりにくい」のであれば、特にアンケートは重要な「援助要請」ツールであったはずだ。しかし、アンケートで訴えても、解決には至らないという経験を2年間繰り返したことで、大人に援助を求めても無駄という不信感を強くしても不思議ではない。

このアンケートを毎年の結果だけでなく、継続案件に対してより重きをおいて着目する視点があれば、学校側の認識は変わったかもしれない。単発的ないじめもそうであるが、教員や学校は出口が見えずに継続するいじめ行為によるストレスこそ看過すべきではない。

大人は子どもの「正しくない」「ルールに反する」行為に対して、どうして悪いかの説明や再発防止のために叱責し、説諭する。だが、一方的に断定せずに「聞いてほしい」ということを、当該生徒は屋上案件の後に述べている。

2 生活領域について

大人が、複数の集団（家庭、職場、友人、趣味の集まり、地域社会など）に所属し、その集団を増やしたり減らしたり自在にできることに比べ、小・中学生にとっての生活領域は家庭と学校の2つしかないことが多い。トラブルが起こったり、人間関係で不安や不信を持ったりすることは、大人の場合に比べ逃れられない重苦しさになると想像できる。

家庭も学校も流動性の少ない、半ば閉じられた空間である。しかも、社会経験などが圧倒的に不足している子どもにとって、自分の生活圏で先の見えない（解決策が見えない）事態に遭遇すると、大人の想像を超える絶望感や孤立感を感じやすいことに留意すべきである。

第4節 本報告書、特に心理的考察の限界について

本事案は、特定の生徒の名前がいじめ加害を理由に遺書で名指しされたこと、しかしその生徒と当該生徒は、他者からは仲が良く見えていたこと、いじめ行為そのものが第三者から観察されておらず、多くが聴取や残された資料からの情報をベースに考察せざるを得なかったことが特徴であり、これが事案の全体像を把握することを難しくしたといえる。

当該生徒の心理的変遷を考察するためには、周囲の人物への聴取や関連情報、資料などから、一つのストーリーを導き出すという作業が必要であったものの、繰り返し

になるが、年齢や特殊な状況下にあることから必要十分な聴取にはならなかった例もあった。

ここに述べた多くは、当該生徒が書き残した文章、録音された音声などに重きを置きつつ、聴取内容を裏付けとして推測を交えて考察したものであり、これ以上に検証する方法も私たちにはない。

また、診断については、うつ病には共通する複数の身体症状があり、それが診断基準になっている。できるだけ、判断に客観性を持たせるために、第3期の中学校の2学期における当該生徒の身体症状に注目し、主観的解釈が入らないようにした。

うつ病に罹患すると未来の可能性が考えられなくなり、「窮状が永遠に続くという確信」を持ち、自死以外に問題解決の方法や辛さから逃れる方法はないとする心理的視野狭窄に陥りやすいと言われている。説得しても、この意思はなかなか変わらないことも多く、むしろ、自死を邪魔されないように、外見上はいつもと変わらない様子をあえて見せることもあり、家族やごく近い人たちであっても、気づけないことは多い。これがさらに身近な人たちに自責の念を掻き立てることに繋がりやすくなる。

第5節 自死の要因に関する評価

本件においては、まず、第2部第2節の「5 小括」にあるように、小学校から自死に至るまでの長期間、いじめによる、終わりの見えない苦痛感、屈辱感を感じ続けるという慢性的ストレスの存在があった。また、上記の考察のとおり、S1との容易に解消することのできない関係性が2年間以上継続することにより解決策や出口の見えない慢性的ストレスとして存在した可能性があり、さらに、S2が加わることによる2対1のアンバランスな力関係による構図が続いたことが、そのストレスを強いものとしたと考えられる。

それに加えて、当該生徒はアンケートで訴えたり、屋上案件においては自死の意図であったことを直接に伝えたりしたにも関わらず、全く解決には至らなかったように、いじめ被害を訴えても解決されない経験を少なくとも2年間繰り返したこ

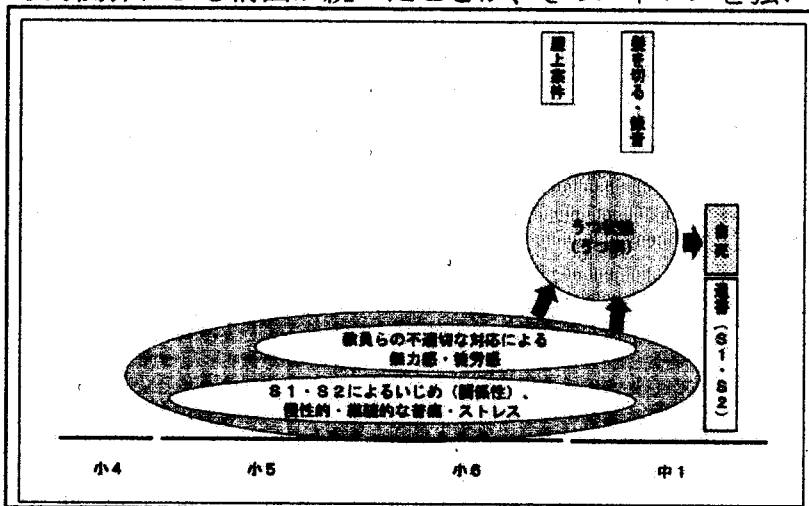


図. 自死に至る経緯及び要因の分析

とで、大人に援助を求めても無駄という不信感を強くしたことは想像に難くない。出口が見えずに継続するいじめ行為による苦痛やストレスについて教員らひいては学校が適切に受け止めて対応しなかったことによる徒労感、無力感も無視できない重要な影響力を有していたと評価すべきである。

これらのいじめによる苦痛・ストレスやそれが解決されない徒労感、無力感が積み

重なることにより、当該生徒は次第に深い抑うつ状態となり、自死を考えざるを得ない精神的状態から抜け出すことができなくなったものと考えられる。

これが限られた情報の中で、当委員会が導いた心理的考察における結論である。

<第3部 参考文献>

- * DSM-5 診断基準
- * 三上克央・渡邊己弦「若年者の自殺企図の臨床的特徴」『児童青年精神医学とその近接領域』VOL.1、59巻、4号、387-392頁、2018年
- * 傳田健三著『小児のうつと不安』新興医学出版社、2006年
- * 高橋翔友訳『シュナイドマンの自殺学』金剛出版、2005年
- * 衛藤暢明ら「思春期の自殺の実態と自殺予防に向けた検討」『九州神経精神医学』第63巻、第2号、2017年8月15日
- * 文部科学省「子どもの自殺の実態」2009年

第4部 いじめの行為に係る学校の主な対応

これまでの第2部および第3部において、当該生徒の小・中学校におけるいじめ被害、またその認定と、自死に至る背景と経緯について、調査に基づき本委員会で明らかにしたことを述べてきた。第4部では、当該生徒が過ごした学校、そしてその学校を所管する市教委の対応に課題はなかったのかを検証する。それによって、特にいじめ対応に関わる対応を確認することによって、第6部における今後の再発防止策の提言につなげていく。

第1節 当該小学校の教育活動や生徒指導の考え方

1 当該小学校の状況

当該小学校は、全体で ■学級（うち特別支援学級は ■学級。令和3年度実績）の ■である。1学級あたりの人数は35人程度である。

また、本委員会が聴取を行った当該小学校を卒業した生徒とその保護者によれば、当該生徒が在籍していた学年は、低学年の頃から生徒指導上の問題が多く、落ち着かない状態が続いていたようである。加えて、他の学年においても問題が多数起きており、教員はその対応や予防に日々追われていた。

さらに第6学年となったとき、当該生徒が在籍する学級の雰囲気はさらに悪化し、11月に行われたいじめに関するアンケートでは、10件にのぼるいじめ被害の報告があがった。学級担任は、一部の児童への対応に追われ、他の児童への対応に手が回りにくい状態であり、学級の児童との関係は良くない状態であった。

■、生徒指導上の問題が多かったため、子ども理解のための時間が十分にとれなかった可能性も考えられる。特に管理職や ■教諭、教務主任といった担任外の教員においては、当該生徒について、目立つ問題を起こし指導をされていたにも関わらず、当該生徒自身の印象については希薄であった。

2 いじめ防止対策等の取組状況

当該小学校では、法第13条に基づき、学校としてのいじめ防止対策基本方針（以下「小学校基本方針」）を策定し、いじめの未然防止、早期発見、対応を効果的に行うために ■委員会（以下、「小学校いじめ対策委員会」という。）を設置していた。

小学校基本方針

小学校基本方針には、いじめに関して学校・教員が取るべき具体的な対応が記されており、当該小学校のホームページにも掲載されている（注³）。その主要な内容は以下のとおりである。

³ 当該小学校のいじめ防止基本方針は令和4年 ■月に改訂されており、現在公開されている文書は、本調査において検討したものではない。

いじめの未然防止に向けた取組

- ・教員は常に「子ども理解」に努める。

早期発見に向けた取組

- ・ [REDACTED]
- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ・早期発見のために、[REDACTED]、職員がいつでも共有できるようにする。

定期的なアンケートの実施

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

いじめの疑いへの対応

- ・小学校いじめ対策委員会が、[REDACTED]
- ・ [REDACTED] 小学校いじめ対策委員会が行う。
- ・ [REDACTED]
[REDACTED]

小学校いじめ対策委員会

教頭・教務主任・保健主事・拠点校指導・学年主任によって構成され、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

3 当該小学校の対応に対する評価

以上のように、当該小学校には、小学校基本方針及びいじめ対策組織が設置されていたが、本事案においても、また、本事案以外の事例においても、それらが機能していた形跡は見当たらず、いじめ対応としては、極めて問題があるものであったと言わざるを得ない。

その一例として、この小学校基本方針で明記される「定期的なアンケートの実施」の運用についての問題が指摘できる。当該小学校は、市教委が実施する11月のアンケート調査（後述）とは別に学校独自のアンケートを実施し個別面談へとつなげて状況を把握することを文書において示しているが、当該小学校はそれらを令和2年度は [REDACTED] に実施しながら、これらの [REDACTED] の

れるが、当該生徒が○を付けた「仲間はずれや無視をされる」「たたかれたり、けられたりする」「持ち物をかくされたり、いたずらされたりする」「悪口を言われる」に対して、解消されているのか否かの確認がなされていない点は問題である。このような学級担任の聴取結果における事実確認の不十分さを踏まえると、当該生徒の母が当該生徒から聞いたとおり、学級担任が当該生徒に対してアンケート結果に基づく聴取を行っていなかった可能性も高い。

さらにその学級担任による聴き取りをまとめた報告についても、組織的な確認がなされておらず、管理職は、当時それを見ていなかった。組織的対応以前の問題として、管理職においていじめアンケートが適切に実施されているか否かを確認するという基本的対応もなされていなかったものといえる。したがって、学級担任によって、いじめ被害に対する聴き取りが適切に行われたのか、また、いじめの有無（解消）に関わる判断が適切であったのかについても、学級担任以外の者がチェックするような体制にはなっていなかった。

加えて、当該学校は11月のいじめアンケートの他にも子ども理解をはかるための児童アンケートを学校独自に実施していたが、学級担任はこれらの機会においても当該生徒に個別面談を行った形跡がなかった。11月実施のアンケート調査以外にも、その他のアンケートとそれに基づく個別面談を通じて当該生徒の状態を把握する機会があり得たわけだが、当該小学校や学級担任はそれを行っておらず、11月のいじめアンケート調査とも関連させた把握を怠っていたと言える。この点においても、すべてのアンケートに対する対応が学級担任まかせであり、小学校基本方針に定められる組織的対応が意識されていなかったことが確認できる。

これらは小学校基本方針に定められている「
「
、小学校いじめ対策委員会が行う」
」等が明らかに守られておらず、不適切であったと判断せざるを得ない。

以上のとおり、学級担任は、11月実施のいじめアンケートにおける当該生徒の回答が深刻な状態にあったにも関わらず、それを適切に理解することができず、他の教員及び保護者と共有することもなかった。また、聴取したか否か不明であるが、仮に聴取したとしても不十分な聴取結果のみを報告しているうえに、いじめの解消（注⁴）についても安易に解消されたものと判断し、その後の解消の確認も怠っているものであり、一連の判断や対応は極めて不適切なものであったと判断せざるを得ない。

また、本来であれば、学校の管理者たる校長は、法の求めるいじめの組織的対応についてその趣旨を理解したうえで、それを遵守すべく体制を整備すべきであるが、当

⁴ いじめの解消は、「札幌市のいじめの防止等のための基本的な方針(p.21)」では次のように定義されている。「いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

該小学校の校長からの聴取結果を踏まえると、校長には法の求める組織的対応の意義やその必要性についての理解が全くないといっても過言ではなく、いじめアンケートへの対応に関しても、いじめの申告があったことを重く捉え、その事実確認と解消に向けた対応の必要性があることを理解しているとは思われなかった。

そして、このような個々の教員の資質や能力に依存することで、問題を解決するために行われるべき組織的対応がなされなかったために、さらに当該生徒の抱えていた問題が表面化・顕在化することもなく放置されることとなったものと評価される。

〔根拠2：屋上案件への対応〕

同様のことは、当該生徒が第6学年時の3月に起こした屋上案件に関してもあてはまる。この際も、案件の翌日に学級担任が、扉の鍵を開けて屋上に侵入しようとした理由として「飛び降りる」ため、「死にたい」ということを聴き取っていたが、それが他の教員との間で共有されることがなく、「いたずら」として処理された。

この点に関し、当該生徒が屋上案件の後に作成したノートの記事には「私はおとついでに屋上のかぎを開けようとして、自殺をはかった。先生にバレて失敗した。とても怒られた。しかし、これについて私は不思議に思うことがある。／なぜ、助けてくれもしない人が自殺をとめようとする？話きいてくれない人がなぜ私が自殺しようすると怒る？助けたりしてくれないさるどもに、自殺をとめようとする権利なんてねえんだよ」との内容が記されていた。この記載からは、当該生徒が特定の教員から強い叱責ともいえる指導を受けたこと、自殺する意図があったことを特定の教員に対して発していたにも関わらず、叱責されるばかりで全く受け止めてもらえなかったことが伝わってくる。上記のノートは誰かに向けられて作成及び交付されたものではなく、当該生徒の内心が吐露されたものであることを考えると、記載された事実はほぼ疑いようのないものと評価される。問題は、この特定の教員が誰であるかであるが、事件当日、長時間にわたり、当該生徒を指導した当時の教務主任は、当該生徒が自殺するために屋上案件を起こしたか否かについては記憶にないと述べている。しかし、学級担任は長時間の指導をしておらず、翌日に自死について聞いたと述べていることを踏まえると、学級担任のみならず教務主任もその事実を認識していたが、軽視した可能性が否定できない。そうすると当該生徒は、自殺の意図であったことを伝えたにも関わらず、複数の教員に受け止めてもらえず、むしろ強く叱責されるのみであったこととなるが、このような事態は決して起きてはならないものであった。当該小学校の校長や他の教員らがいずれも聴取において認めていたとおり、仮に自殺の意図であったことが判明していれば、早急に対応すべき重大な問題として捉えられることとなったと考えられる。そして、当該生徒が抱えていた問題がより具体的に明らかとなり、保護者及びスクールカウンセラーを含めた協議、対応がなされることとなったであろう。当該生徒が自ら自殺の意図であったことを外部に表出するという重要な機会を、学級担任が深刻に受けとめず、学校においてもそれを適切に拾い上げることができなかったことは極めて残念なことである。

さらに本件に対して適切な指導が行われなかった背景には、11月の「悩みやいじめ

少なく、休み時間ごとに[]、運動の時間を保障するため[]
[]中々回らないなど、工夫はするがそれが十分に機能してい
ない面がある。生活環境については、例年、保護者アンケートにおいて指摘がされて
いる。

2 いじめ防止対策等の取組状況

法第13条に基づき、当該中学校においても、平成27年度に「[]
[]」(以下、「中学校基本方針」)を策定している。

そこでは、

- ① []
- ② []
- ③ []
 - ・ []
 - ・ 連携図、対応のフローチャート(右図)
- ④ []
 - ・ []
 - ・ []
 - ・ [] (いじめの解決の判断/いじめが解消している状
態とは)

⑤ []

の5つの方針が示されている。これらの方針には、それぞれ下位項目が設定されてい
るが、以下、「中学校の対応に対する評価」においては、その箇所に関連すると考えら
れる下位項目を挙げて、考察と評価を述べることとする。

3 当該中学校の対応に対する評価

本事案の発生に伴って、当該中学校がどのような対応を行っていたか、中学校基本
方針に示される、基本的な考え方、対策のための組織、また防止等の取組に照らしな
がら、本委員会が収集した情報に基づき検討を行う。

(1) いじめ等、生徒指導上の問題の把握、早期発見について

令和3年6月に「[]アンケート」(注¹)が実施され、当該生徒の回答か
らいじめが疑われる出来事が判明し、学級担任によって当該生徒、加害が疑われ
る生徒に対する面談等が行われた。

① 「[]アンケート」によるいじめ問題の兆候の発見とその対処

令和3年6月22日のアンケートにおいて、当該生徒は「陰口を言われている
ような気がする」「友だちにいやなことをされることがある」「なんとなく気持
ちが落ち着かないことがある」の3項目に「ややあてはまる」に○を付してい
た。そのうちの前者2項目が、「いじめに関係する可能性ありと見なされる項目」
に該当していたため、当該生徒の学級担任が面談を行い、回答に至った事情を
聴取している。聴取の中で加害行為を行った2名の生徒として、S1及びS2

が判明し、当該生徒の要望(教員から話して注意してほしい)を確認し、当該生徒の学級担任がS1及びS2への面談・指導を行った。またそれを踏まえて、S1、S2の学級担任も2名への面談・指導を行った(S1、S2は[])。担任2人が、これら生徒に関わる前後には、学年主任に報告し情報共有を図り、助言を受けていた。また当該生徒の学級担任が「生徒情報共有ファイル」(注²)に、問題の経緯、面談の結果等を記録した。なお、この共有ファイルは、日常的に全教員が閲覧可能であり、また、校長、教頭は、最低限1日に1度は確認しており、通常の手順で進められていれば、本件に関しても目を通していたことになるが、調査委員が行った聴取では、校長、教頭共にこの記載の明確な記憶はないものの、読んでいたはずであると回答している。

注¹) 「[] アンケート []」、「悩みやいじめに関するアンケート調査」等、当該校で実施されている調査類(2021年度現在)は以下のとおり。

[] アンケート [] : 6月中旬

悩みやいじめに関するアンケート調査: 11月上旬 ※全市立学校一斉

[] アンケート []

[] アンケートおよび [] アンケート []

[] アンケート []

得られた回答に対しては、その内容に注目すべき点があった場合には、速やかに学級担任が当該生徒、加害(と思われる)生徒に面談し、結果の報告を行う手順となっている(口頭・生徒情報共有ファイルへの記録)。

注²) 生徒情報共有ファイル: 全校規模で採用している。事故報告書で扱うレベルの深刻な事例に限らず、日頃の生徒の様子をも記載することで、校内で広く把握しあう目的で行われている。各教員が書き込むかどうかは任意で、その内容についても基準などは決められていない。また閲覧の頻度も各教員によって異なるが、全教員が閲覧し情報を把握することが可能になっている。学年主任、管理職は最低1日一度は確認し、気になる点は該当教員へ問い合わせる。逆に書き込んだ教員から、書き込みだけに終わらず、上申する場合もある。

本件に関わっては、6月2日の[] アンケートの回答結果と、教員が行った対応について、両担任がこのファイルに記載し、その内容は学年主任と管理職も確認していた。

《評価》

中学校基本方針「[]」の(1)では、「[]」かつ「[]」ことが述べられている。何らかの問題が疑われる事態や、また問題と認識された事案が発生した場合に、個々の教員が問題をかかえ込まずに“複数の教員が情報を共有し対応を取る”という点については、6月の「[] アンケート」結果に対して行われた一連の対応を見ると、関わった教員はこれらの手続きについて認識し、遂行しようとしていたことを評価できる。当該生徒の学級担任、S1、S2の学級担任、学年主任とも、お互いに事態に関わる情報を確認するなどして疎通を図りながら、役割の分担を相談し当該生徒の訴えに対応する態勢を取った。また、問題の発見以後、当該生徒

ていたとは評価できない。

国基本方針によれば、本来、校内に設置されるいじめ対策委員会は、いじめの認知の段階から機能することが求められ、児童生徒から、相談・通報の窓口として認識される必要がある。また、いじめの疑いに関する情報は全て同委員会に報告・相談がなされるべきであり、いじめであるか否かの判断についてもいじめ対策委員会が組織的に行うことが求められる。さらに、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要があるとされている。しかし、中学校基本方針においては、「**委員会**」はこのような組織としての位置付けがなされておらず、また、情報共有の手順や情報共有すべき内容も定められておらず、組織対応の体制が整えられていなかった。

「**委員会**」は、明確な（重大な）案件が発生した場合に設置するという発想ではなく、重大案件から日常レベルの目立たない案件までも含めて掌握できるよう、いじめ対策組織として機能するように整備する必要があり、例えば定期的な開催に努めるといった対処も必要であろう。

また中学校基本方針の「**委員会**」では、「**委員会**」が挙げられている。この点についても、「**アンケート**」を当該中学校独自に複数回実施し、いじめの可能性のある状態を看過せず、把握しなければならないという姿勢が窺える。ただし、アンケート結果の扱いに関しては、いわゆる「問題」と見なされる状態や、日常レベルを越えて目を引く出来事だけに注目する対応となっていたのではないかという点が懸念される。例えば6月の**アンケート**において、当該生徒は「なんとなく気持ちが落ち着かないことがある」という項目に対しても「ややあてはまる」と回答をしていた。この項目について学級担任は、聴き取りでは取り上げていなかった。面談の根拠となった2項目のみならず、この項目も同様にネガティブな心境を示しているのは確かだが、ただ、当アンケートにおいて優先して着目すべきとされていた「いじめに関する項目」には該当していなかった。「着目すべき」項目とは、最低限、見逃さずに把握すべき点であり、アンケート本来の趣旨である生徒の生活や状態を把握するという視点を持てば、当然、このような回答にも着目する必要があったのではないか。この回答から想定するに、6月末時点で、落ち込みや不安感など、当該生徒には精神的な面に何らかの変調の兆しがあった可能性がある。当該中学校のアンケート実施状況は、市立学校として必須である年1回の「悩みやいじめに関するアンケート調査」に加えて、学校独自の「**アンケート**」を**実施**している。また年度**期**には「**アンケート**」に連動して「**アンケート・**」も行っている。この度明らかになったのは、その実施の努力に加えて、そこで得られた回答について、如何に本意をくみ取り、取り上げることができるかという課題であろう。

つまり、この度の対処では、生徒の問題を発見し面談・指導を行う、また教員間でも情報を共有し共同してあたるといった一連の手順については、概ね順当に進められたと言える。しかし、そもそもどのような状態を「問題」と見なすのかという、着目すべき視点の持ち方については、今一步、不十分な点があったと言わざるを得ない。本委員会が行った学級担任、学年主任への聴取においても、「もっと見守りをすべきであったのか」、「アンケートや調査をもっと頻回に行うべきなのか」といった不十分感を示す振り返りはされており、何に対してどう気づくべきなのか、という問題意識が述べられている。アンケート等は、現実的可能性を踏まえた上で複数回の実施が望ましいが、一方で情報の収集に偏重せず、その情報を適切に読み取り生かすという本来の趣旨を再度確認すべきである。

② いじめ問題としての見なし、その後の対応について

前述した通り、6月の「 アンケート」後の面談の結果、加害側の2名の生徒が行為を認め反省を述べたことと、当該生徒にその内容を伝えたところ、その次第に了承を得たために、この時点では一旦、事態が収拾された形となった。少なくともこの時点では重大ないじめとまでは判断されなかった。その後、学級担任と学年主任による日常生活の見守りでは、事態の継続性は認められない、と判断されている。通常、当該中学校においては、アンケート等によりチェックされた生徒(加害、被害とも)に対しては発覚以降も日常の見守りを行うという申し合せがあったが、当該生徒についても同様の対応が行われたという。これ以降、当該生徒自身からはこの2名を含めいじめに関する訴えはなかったこと、また校内において、当該生徒とこの2名の交流が全くと言って良いほど認められなかったことも相まって、当該生徒と2名の件は事態が収まったものとみなされた。

《評価》

6月の「 アンケート」とその後の面談によって、問題の発見と早期の対処が行われたが、その際の教員の判断とその後の経過観察により、結果として、重大な案件とは判断されなかった。ただし、この過程では一担任のみではなく、複数教員が関与して情報共有しており、単独の教員による判断ではないことがわかる。教員集団としても、従来の案件との比較において、相対的に「重大レベル」という判断はされない事案であったということになる。

学級担任としては、一学期後半、および二学期の事件発生まで、当該生徒に対し、特にこの2名についてその後の様子を聞くことはしていなかったが、この件を念頭におきつつ他の学級の生徒と同様に見守りをしていたとのことである。その中で、生徒間の雑談の中で「〇〇の授業は面倒、だるい」といった発言や、一学期よりは成績や取組の熱心さが低下した傾向、また独りで窓際に佇むといった行動に気づいていた。これらに対しては、停滞気味の発言があった時は、学級の生徒全体に向ける形で「マイナス発言ではなく、前向き姿勢で行

こう」といった声がけをしたり、また何度か独りで佇んでいる姿に対し、「そこは（当該生徒の名前）の居場所なの？」などといった声がけをしている。この様に、日常の微細な変調、また生徒一般にも見られがちな程度の兆候に対して、気づいて声がけを行っていた。しかし、それ以上の関わりには至らなかった。なお、学級担任へ行った聴取では、「（出来事の）対応に終わらず、その背景や心情を聞くという関わりまで、踏み込めていなかった」との振り返りがされている。また、この6月の「 アンケート」の件とは別に、養護教諭は、7月頃、当該生徒が急に したこと、また9月初めに頭痛の訴えで保健室に来室したが、普段は保健室の利用がない生徒であったことなどから、校内巡回の際に近況を問う程度ではあるが声がけを行っている。

当該生徒に関して、これまでの情報の収集では前述したようなエピソードが散見された。いずれも、一見、日常生活に紛れるような出来事であり、この類のエピソードは、多くは大問題には結び付かずに過ぎている内容であるかもしれない。しかし、改めて振り返ると、当該生徒について、複数の兆候があった事は事実である。それは、まず1つには、（微細な出来事として）気付いた教員同士で共有される機会がなかった。また2つには各教員の気づきを学校（組織）として把握される機会がなかった。当該校において、いじめ問題の早期発見と早期対処の姿勢について、教員各人のレベルではある程度達成されているが、組織的掌握と指示系統の不在については前項で述べた。ここで問題となるのは、「早期発見」以後の「生徒への支援・生徒への指導」であろう。

中学校基本方針の「 」では、情報の把握から、正確な事実確認、早期対応、生徒への支援・指導、再発防止の取組という一連がフローチャートで示されている。しかし、本件は、いじめ問題としては認知されず、「早期対応」の段階で一応の解消と判断されてしまい、フローチャートに沿ったその後のいじめ問題の対応は行われなかった。いじめの判断が組織的に行われなかった結果、本来であればいじめの定義を充たすはずの行為について、その後の適切な対応がなされなかったと評価できる。その結果、保護者への連絡もなされることもなく、いじめの解消の確認もなされず、再発防止のための取組も検討されなかった。

つまり、6月の面談以降、必要とされる関係生徒への対応は、顕著ないじめ事案よりも方策が不明確であり、従来想定してきたいじめ対応の認識では対処しきれず、柔軟性を求められる困難さがあったであろう。却って、本来求められるべき「日頃の見守り、軽微な変調への注目」が、一層要請される状態となったと考えられる。前述したように、当該生徒については、少なくとも学級担任と養護教諭が気づいている諸点があった。生徒に関する情報は日々膨大であり、どこまでを共有するかは判断が困難であるものの、しかし、その時点では重大問題とされなかった本件については、逆に、注目をする敏感さが求められるものであったと考えられる。ただし、それは各教員の気づきが重要であるとともに、教員個々の判断にのみ委ねるのではなく、教員体制としての何らかの

した面があった様に窺われ、「その方が良い」という助言になったのだと思われる。また当該生徒の学級担任、S1、S2の学級担任ともに、S1とS2に対し事実の確認はしているのだが、では2人が何故、その行為に至ったのか、その理由は不明のままに終わっている。

これらのやり取りにおいては、教員の対処として大きく誤りはないものの、問題の発見とその解消に重きが置かれ、発生にいたる経緯やその生徒自身の心情についての理解がなされていないと感じざるを得ない。いじめ問題の発生防止を第1の重要課題とし、校内や学級内で問題を起こさないこと、また兆候を逃さず発見し「解消」することにエネルギーの大部分を割く状態に陥っていることが危惧される。問題を「発見する」という視点ではなく、それ以前に、日常的な生徒の状態(適応状態、不適応状態)を理解するという視点が、重要である。上述した加害側の生徒への指導においても、「やらないようにしよう」「気をつけよう」といった、反省を促す説諭のニュアンスが強い。当該生徒においても、強い情緒不安定や相手の生徒に対する強い攻撃心等が顕著に表現されなかったために、教員側は、問題は解決したと受け取ってしまった可能性がある。

生徒個々の「声を聴く」、「心情を理解する」という生徒指導の基本的なスタンスを、今一度確認する必要がある。教える、論ず(注意する)という行為は一方からのメッセージに過ぎない。相手を理解するための双方向のコミュニケーションこそが、人間関係の構築に繋がるものであり、現実には添った対応を、今一度、再考する必要がある。生徒の適応・不適応状態を理解するという視点への変換が望まれるものである。

第3節 重大事態発生後の当該中学校の対応とその評価

1 重大事態発生後の当該中学校の対応

(1) 初期対応

令和3年10月■日

7時25分に当該生徒父から学級担任宛てに入電。学級担任はまだ出勤してきておらず、父から折り返し架電の要請があった。7時55分、学級担任から折り返し当該生徒父に架電。父によると10月■日に当該生徒が自死したとのことであった。遺書があり葬儀を終えてから学校と話をしたい、生徒にはまだ伝えないでほしい、と要請があった。8時20分に教頭が出勤し、■教諭、1学年主任、学級担任から当該生徒の情報、電話の内容を確認し、8時40分に教頭から市教委児童生徒担当課に連絡。9時20分に校長が出勤。市教委の指導主事2名が学校に出向き、当該生徒の情報、父からの連絡内容の確認、共有を行った。13時50分、市教委は、いじめに関する内容が遺書に記されていることを根拠として、いじめの重大事態として取り扱う必要があると判断。15時15分に校長と学級担任が当該生徒宅を訪問。当該生徒保護者からは、遺書にはいじめていた生徒2名の名前が書かれていたこと、生徒達には当該生徒が急に亡くなったことのみを伝えてもらいたいこと、通夜はせず■日に告別式を家族のみで行

うことが話された。当該中学校配置のスクールカウンセラーも急遽出勤し、16時30分に教職員間で当該生徒の自死について情報を共有した。「保護者の希望により、生徒達には急に亡くなったことのみ伝えること」「全教職員が基礎調査を行うこと」「報道からの問合せについては教頭に一本化すること」の3点を確認した。

10月■日

校長から当該生徒の出身小学校の校長に、当該生徒が自死した旨連絡した。

市教委と相談して生徒への告知文案を作成し、校長から当該生徒父に架電し文案の内容を確認していただき、本日生徒に告知することへの承諾を得る。

告知後の生徒へのメンタルケアを考慮し、スクールカウンセラーについては当該中学担当の他に1名を緊急で配置し2名体制とした。告知時、養護教諭と副担任は廊下で待機し、精神的に不安定になった生徒が出た場合、図書室や保健室に面談の場を確保。スクールカウンセラーにすぐにつなぐことができるよう準備をしておいた。

13時30分、第1学年生徒に各学級担任から当該生徒が急死した旨伝えられる。不安定になった生徒、気になった生徒については、各担任から保護者に連絡をし、家庭での見守りを要請した。16時、当該生徒が所属していた■■■■部の2年生に顧問教諭から同様の内容を伝えた。

18時50分、他の生徒の保護者から入電。学校は保護者説明会を行わないのかとの質問があった。その際学校からは、当該生徒の保護者からは急に亡くなったと聞いており、現在のところ説明会は考えていないこと、今後のことについては当該生徒の保護者や市教委と確認しながら考えていくことを伝えた。

10月■日

引き続きスクールカウンセラー2名を配置し、継続して不安定な生徒の対応にあたった。

複数生徒から「遺書を書いたと友人に話しているのを聞いたことがある。」「小学校時代にトラブルになったことがあるので今回亡くなったことは自分たちが原因ではないか。」等教員への訴えがあった。教員が話を聞いたのちに、必要と思われる生徒にはスクールカウンセラーとの面談を行った。

11時、校長と学級担任が弔問。当該生徒保護者からは、弔問への感謝の意と、10月■日に予定されていた学校祭は当該生徒も楽しみにしていたのでやめないうでほしい旨が伝えられた。

10月■日

スクールカウンセラーは当該中学校担当のみ配置し引き続きメンタルケアを行った。

12時47分、当該生徒保護者が来校。校長、生徒指導主事、市教委職員2名が面談。保護者から、当該生徒がいじめを受けていたと思われる旨話があり、いじめの事実を明らかにするためにしっかり調べてほしい、加害生徒にも事実を知ってもらい反省、謝罪をしてもらいたい、学校には、いじめへの対応の仕方

を考慮してもらいたいと要請、第三者委員会でのいじめ調査の希望が示された。市教委は、本事案を重大事態と捉え、早急に第三者委員会を開催すると返答した。また、当該生徒保護者からは、6月に行われた「 アンケート」の結果及びその後の対応について保護者には何の連絡もなかったことへの不満も語られ、聞いていれば何らかの対応ができていたのではないかという後悔がある、との話があった。

18時、当該生徒父から学校に入電。校長が対応。「当該生徒のことで気になることがあると教員に話した生徒が十分に話を聞いてもらえなかった」という話を他の保護者から聞き、そのように勇気をもって訴え出た生徒の声をしっかり聞いてもらいたいとの要望があった。

10月 日

当該校担当スクールカウンセラーの配置を継続。

市教委から校長に入電。当該生徒父が前日校長に話していた、生徒の訴えをしっかりと聞いてもらいたいという話は市教委としても受けており、今後は生徒との面談内容を逐一記録として残しておくように、という指示があった。

10月 日

市教委から当該生徒保護者に架電。10月 日に、第1回の本委員会を開催することについて報告がなされた。

(2) 本委員会による調査開始後の当該中学校の動き

11月 5日 「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施

11月 16日 「 アンケート」を実施

11月 18日 「 アンケート」を実施

「悩みやいじめに関するアンケート調査」及びその後の教員による全生徒への面談結果を基に、本事案により不安定になっている生徒、いじめの訴えをしている生徒をピックアップし、再度の教員による聴き取り、スクールカウンセラーとの面談等を行う。その後、後追い調査の意味も含めて「 アンケート」「 アンケート」を行い、教育相談の場や個別で面談を行う。最後に保護者を含めた三者懇談を行い、家庭環境の把握に努め、生徒の全体像をつかむようにした。

また、保健室の一角に相談コーナーを設置し、相談しやすい環境を整えた。保健室を利用した生徒についての情報（名前、来室理由等）はすべて当日中に教頭に伝えられた。

(3) 教職員への対応

当該生徒の学級担任には、 アンケート時の面談内容の不足の部分について教頭から指導があった。日常的には学年主任、生徒指導主事、教頭らが積極的に声掛けをし精神的なサポートを行っていた。全体としては今回の件を踏まえて、多角的な視点を持つためにできるだけ多くの教員に報告、連絡、相談をすることを心がけることとした。

(4) 学校体制の見直しについて

たと思われる。

(3) 教職員への対応について

今回の件を振り返り、管理職から担当教員に[]アンケート後の面談内容についての指導が行われている。指導自体は必要なものであったと思われるが、その根拠となりうるいじめ、自殺予防を含む教員としての学びについては、法定研修以外は自己研鑽によるものが多く、個人の資質、意欲に任せている部分が大いと感じられた。また、生徒へのメンタルケアについても同様に各教員の気付きのもとに成立しており、どちらもシステムとしてはとても不安定なものとなっている。誰もが実践できるよう、今一度、学校全体として学べるシステムを構築する必要がある。

(4) 学校体制の見直しについて

生徒情報ファイルの活用、管理職らが頻繁に声掛けをすることで教職員が互いに相談しやすい環境づくりを積極的に行っており、速やかな情報共有、対応を心掛けていることは感じられた。しかし、そのような体制をとっていないがなぜ今回当該生徒の状態をキャッチできなかったのか。一つは、生徒情報ファイルの活用の仕方にある。問題行動はもとより気になること、よかったこと等を記載していく、ということだが、記載するかどうかは各教員のアンテナの張り方によるところが大きい。今回の件については、「窓の外を一人で見ていることがあった」「2学期になり成績が低下してきた」「急に[]きた」等、一つ一つは取るに足らない小さなことかもしれないが個々の教員が各々持っていた気付きが結び付けば、当該生徒への関わり方も違っていたのではないだろうか。自殺念慮を持つ子はこうした小さなサインを出していることが多い。そこを救い上げていくために何を学び気付いていくのが今後の課題の一つとなるであろう。

もう一つは「[]委員会」の在り方がどうであったかということである。中学校基本方針に沿って考えれば、今回の件は第一報が届いた時点で「[]委員会」が開かれると思われるが、一度も開かれていない。教頭に確認したところ、緊急事案であるがゆえに関係教員が参集して速やかに対応協議をしていく必要があり、その集まりにいちいち名称を考えたりはしなかった、とのことであった。しかし、これは考え方としては逆であろう。「[]委員会」の活動内容は、「①生徒指導上の緊急かつ全校的な問題対応の検討、方針決定・関係機関との連携」「②いじめ事案における緊急及び重大事態に発展する可能性のある案件への対応」「③中学校基本方針の策定、見直し、推進」となっている。これらに鑑みると本事案は、まさに「[]委員会」が対応すべき事案である。初期対応はもちろんのこと、生徒、保護者、教員への対応、今回の件の振り返りや見直し、再発防止策の構築が委員会の活動として位置付けられているが、今回は緊急に招集したチームのため、場当たりの対応で終わっており、他の生徒の精神状態が落ち着いてきたところでチームの活動も収束していった。[]委員会の活動としてこれらの件にあたっていたならば、個々の教員の振り返りで終えることなく学校全体として自分たちの対応のどこが適切で、何が足りなかったのかを検討し新

たな策を講じることができたのではないだろうか。その結果として、生徒支援に向けた新たな計画文書が作られたのなら実のあるものと思えるが、その精査なしに作られたものであれば形骸化したものと言わざるを得ない。改めて、「**委員会**」の在り方を考えてもらいたい。

第4節 札幌市教育委員会の対応とその評価

ここでは市教委の対応とその評価についてみていく。市教委の対応については、本件に対する対応と、市教委のいじめ問題に対する取組に分けて検討する。

1 本件に対する市教委の対応

令和3年10月**日**に本事案が発生し、翌**日**の朝7時55分に学校が本件を知ることとなり、同日の8時40分には市教委児童生徒担当課に連絡が入り、9時20分に市教委から指導主事2名が学校に赴き、情報を共有することになった。

またその日の午後には、別の指導主事2名が学校を訪問し、「いじめの重大事態として対応」しなければならない旨を伝え、重大事態の調査について、その考え方、流れについて説明した。それを受けて、その日の夕方の職員緊急打合せにおいて、全教職員に基礎調査を行うことが告げられた。

翌**日**、市教委の指示で生徒へ当該生徒が亡くなった旨を伝えることとし、生徒への告知文の文案を学校と市教委が相談し作成、校長が当該生徒の父に確認し、他の生徒への影響を配慮した体制を構築した上で、同日5校時（13時30分～）に各学級で担任から生徒に伝えた。

日には、当該生徒保護者が来校、市教委職員から本委員会による調査について説明するとともに、当該生徒保護者からの要望を確認した。

10月**日**に、第1回の本委員会が開催され、その時点での保護者への聴き取り内容、及び本委員会への要望が示され、11月8日の第2回委員会においては、当該中学校全教職員を対象とした基礎調査の資料が提示された。この間の当該生徒保護者との面談、本委員会の開催に係る動き、また初期の教職員への基礎調査等は、ガイドラインに則った対応であったと評価できる。

2 市教委のいじめに関する取組

(1) 悩みやいじめに関するアンケート調査

市教委では、平成18年度から行っていたいじめに関する意識調査を、平成24年度より「悩みやいじめに関するアンケート調査」と名称を変更し、毎年11月に行っている。それにより、各学校の教員は児童生徒からの訴えに基づき、いじめ被害を把握、対応を行ってきた。

ただし、このアンケート調査については、いくつかの課題がある。第1に、年1回という頻度で、かつ11月の実施が適切かという点である。厚生労働省が発表した直近の児童生徒の自殺の傾向では、児童生徒の自殺が生じる時期に関して、令和2年度は8月、令和元年度は9月等にピークがあり（ただし、中学生は9月

1日、小学生は11月30日がもっとも多いという指摘もある)、11月に行う必然性が明確でない。もしいじめによる重大事態を避けようと思うなら、8月以前の早い時期に把握し、迅速に対応する必要があるのではないか。

この点について、市教委としては、10～11月において学校行事が複数あり、その中でトラブルを経験したり、不安定になったりする児童生徒がいること、また2学期の保護者面談につなげやすい時期であるということをおっしゃっている。もちろん、これまでの経験を否定するものではないが、10～11月に児童生徒がトラブルを経験し、不安定になりやすいというのであれば、むしろ、それ以前にアンケート調査を実施し、児童生徒の状態を把握するほうが合理的ではないか。というのも、もしいじめや友人とのトラブルに苦しんでいる児童生徒がいるのであれば、それが行事等を通して、さらにエスカレートすることも考えられるからである。また行事以前に丁寧に児童生徒の声に耳を傾ける体制を構築しておくことにより、行事等で児童生徒が何かトラブルを抱えた場合も、教員へ相談がしやすくなるのではないかと考えられる。したがって、10～11月にいじめや友人とのトラブルがより顕在化するというのであれば、また一般的に夏休み明けに自殺リスクが高まるということが指摘されるようになってきたことを考えあわせるなら、10～11月の行事以後ではなく、それ以前にアンケートを実施し、児童生徒の状態を把握するほうが、いじめによる重大事態の未然防止という点からも合理的であると思われる。

以上のことから市教委は、これまでの慣習から年間行事に固定的に位置付け、アンケートを実施するのではなく、いじめの実態・動向を常に分析し、アンケートが最大限効果をもたらす運用に努めるべきである。

第2に、いじめ被害の訴えについては児童生徒から得ている一方で、いじめ被害の解消(注⁵)の報告は教員の訴えによるという手法が適切かという点である。

児童生徒を対象にした「悩みやいじめに関するアンケート調査」が、年度内に1回しか行われないため、解消の把握については教員に任されている。したがって、いじめへの対応、解消の判断が教員個人の主観に依存し、不十分な対応となる可能性が生じる。実際、本委員会による聴取では、当該生徒が在籍していた小学校において、教員が解消したと判断した事例について、児童生徒、保護者からは、対応してもらえなかったという不満が複数聞かれた。また、市基本方針では「いじめの解消」には、「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること」「被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認

⁵ いじめの解消は、注4でも示したとおり「札幌市のいじめの防止等のための基本的な方針(p.21)」では次のように定義されている。「いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

する」と記されているが、3か月以上にわたって被害状況が発生していないかという確認、及び保護者への面談等を行われていなかった。

したがって、このような事態を回避するためには、少なくとも児童生徒を対象としたアンケートを年度内に複数回実施し、解消の成否についても、教員の判断によらず、児童生徒の判断から組織的に確認する作業が必要である。そのために市教委はアンケートの意味を「いじめの実態を把握するという側面」と「把握されたいじめを効果的かつ見逃すことなく、解消するという側面」双方に注意を払い、アンケート実施計画を練り直すべきである。

第3は、アンケートの活用方法に関する点である。例えば、いじめられたときに誰に相談するかという質問において、教員を選んでいる児童生徒に対しても、担任の教員のみが対応するというのは不適切である。スクールカウンセラーや養護教諭、あるいは保護者が相談相手に選ばれている場合は、保護者に聴き取りを依頼するなど、改善すべき余地が残されていると思われる。

また、いじめの具体的な被害内容については、複数の箇所に丸が付けられていたにも関わらず、教員の報告では、その一部しか聴き取りが行われていないようなことがあった。したがって、市教委はアンケートの実施のみを指示するのではなく、その活用の仕方についても、現場からの事例を収集し、具体的に提案する必要がある。

(2) 各種研修

市教委では、平成25年に法が制定されて以降、生徒指導研究協議会や各種研修を通して、ほぼ毎年、いじめや自殺予防に関わる研修を行ってきた（資料「札幌市教育委員会の取組」）。また平成25年度には生徒指導第14集「いじめ問題への対応」の第三版を発行し、平成28年には市基本方針を策定、令和元年に改訂を行っている。加えて、平成30年度には、自殺関連行動に係る具体的なガイドブックを発行し、学校の教職員に必要と思われる情報を発信してきた。

特にいじめに関する研修では再三、組織的な対応の重要性が述べられてきた。特に令和元年度の市基本方針の改訂に際しては、その年の高度教育課題研修等で「教職員がいじめの情報を学校内で情報共有する必要があること（いじめの認知過程を含め、全件組織対応が必要）」「いじめ対策組織の構成員に、必要に応じ外部専門家が参加」「全学校で取り組む「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他に、学校独自アンケートを実施することを明記」「いじめが安易に「解消」とされ、対応がなされていないとの全国的な現状を受け、いじめの「解消」の定義を詳細に規定」したことが周知されていた。これらは「①いじめアンケート」で述べた問題点と関連するものであり、いじめ防止対策としては有益な情報であったといえる。

しかし問題なのは、内容としては充実した研修が毎年行われ、資料等が示されているにも関わらず、現場レベルにおいて、その実施が徹底されていなかった点である。したがって、市教委が行ってきた研修や方針の内容ではなく、研修で伝えられたことの現場での運用の仕方を問題にすべきである。特に組織的対応を徹

底させるためには、それが適切に運用されているのかを、第三者（心理、福祉、法律、医療の専門家）を含め確認する仕組みが必要である。加えて、その確認作業を形骸化させないためにもその作業に関する各プロセスにおける責任の所在を明確にし（いじめ対策組織、学校、市教委）、改善が必要な場合は、市教委から速やかに指示・指導する仕組みを作る必要がある。つまり、いじめによる重大事態を防ぐために、市教委は研修等を通して、現場に「伝えた」という事実で甘んじることなく、現場が伝えたことを適切に「実施したか」までを含め、監督する責任があり、そのための体制を市教委内に組む必要がある。